

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 19 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から56年3月まで

私が昭和43年8月頃に会社を退職し、自営業になってからは、妻が夫婦の国民年金保険料を納付し、事業が低調となり昭和56年度以降の納付を免除してもらった直前まで、きっちり保険料を納付してくれていた。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月間と短期間である上、申立人は、会社を退職し、国民年金被保険者の資格を取得した昭和43年9月以降60歳期間満了までの約19年間において、未納とされている期間は申立期間のみである。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその妻は、保険料の納付を開始した昭和45年4月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間以外に未納が無く、申立人の妻の申立期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月26日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

さらに、申立人及びその妻共に申立期間直後の昭和56年度から免除が開始され、その後における免除手続も毎年適切に行われているなど、申立人の妻の納付意識の高さ及び年金制度に対する関心の高さを踏まえると、申立人についても申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を自宅まで集金に来ていた町会の役員の人に、私と夫の二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、夫は納付済みであるのに私は未納となっているが、私は間違いなく夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、自宅に集金に来た町会の役員に、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、A市によると、申立期間当時、町会の役員を保険料の集金人に委嘱していたとしている上、特殊台帳及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は申立期間に係る保険料を現年度納付していること、及び申立期間に後続する昭和53年度以降、申立人及びその夫は保険料を現年度納付していることが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格の取得の新規届出日については、いずれも昭和43年11月26日と同一日が記載されており、同時に加入手続が行われたものと推認される上、オンライン記録によると、加入手続以降、申立人の夫が60歳となるまでの期間について、申立期間の12か月及び夫の厚生年金保険被保険者期間を除き、申立人及びその夫の納付済期間、未納期間及び申請免除期間が一致していることが確認でき、申立人がその夫と同様に国民年金保険料の納付等を行っていたことがうかがえ、申立期間についても、夫と一緒に保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 3 月末に A 市から B 市へ転居してすぐ、同年 4 月の最初の頃に同市役所 C 出張所で転入手続を行った。その際、窓口の男性職員から「年金を納めたか。今、ここでも保険料を納付できる。」と言われた。転居前の時期は、出費が多かったこともあって、国民年金保険料を納付していなかったため、手持ちの現金で 1 期分（申立期間①）の保険料を納付した。その後、同年 6 月に夫のボーナスが出たので残りの期間を納付しようと思ったが、全てを納付できる余裕がなかったところ、窓口の職員から「どの期間でも納付できる。」と聞き、申立期間②に当たる 6 か月分を納付した。

いずれも B 市役所 C 出張所で同じ男性職員に現金で納付したと思うが、当時は忙しかったこともあり、20 年以上たった今となっては国民年金保険料の納付の詳細は分からない。しかし、3 か月分と 6 か月分を納付し、間の 3 か月分は納付できなかったことをはっきり覚えているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間直前まで未納は無く、申立期間の前後を通じて数回にわたる住所変更手続等も適切に行っており、申立人の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、B 市へ転入した直後の昭和 61 年 4 月に納付し、申立期間②の保険料は、申立人の夫のボーナスが支給された同年 6 月以降に納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳

には、同年3月28日付けの住所変更が記載されており、同年4月の早い頃に転入届を行ったとする陳述には信ぴょう性があること、及びオンライン記録によると同年8月12日に第3号被保険者の該当処理が行われていることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとしている時期と上記手続の時期が符合する上、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料の納付の経緯を具体的に陳述するとともに、納付しなかったと思う期間は申し立てておらず、申立人の陳述には全体として不自然さはみられない。

さらに、申立期間①は3か月、申立期間②は6か月といずれも短期間であり、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 53 年 4 月 24 日に A 市から B 市へ引っ越し、同年 5 月 6 日に同市役所で転入届を提出後、他の手続に併せて国民年金の住所変更手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、同市の郵便局又は信用金庫で納付したが、詳しくは覚えていない。

申立期間が未納となっているのは、住所変更に伴う事務手続ミスがあったとしか考えられない。申立期間の前後は納付済みとなっており、申立期間も納付しているはずであるので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 48 年度から 60 歳に到達するまで、国民年金の加入期間については申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、B 市の収滞納一覧表の収納状況欄を見ると、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月及び同年 6 月について「1」の記載が確認でき、同市は「1」は前住所地で国民年金保険料が納付されたものとしており、申立期間当時は 3 か月単位での納付であったことを踏まえると、同年 4 月も前住所地で納付されたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されており、納付意識の高い申立人が、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月及び同年6月

時期は定かではないが、20歳になってしばらくした頃、母がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

手続後は、私が平成8年3月に大学を卒業してすぐに就職するまで、母が定期的に国民年金保険料を納付してくれていた。

また、手続時に市役所窓口で、職員から、20歳からの国民年金保険料を納付することが可能であることを教えられたので、その場で納付書を発行してもらい、後日、銀行で納付したと聞いている。

所持している年金手帳には、平成4年5月21日が国民年金の加入日になっており、国民年金保険料もその期間から納付しているはずであるのに、記録上は、同年7月21日が加入日となっており、納付も同年同月からとなっているのはおかしい。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、平成5年9月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は平成4年7月21日であり、申立期間は国民年金の未加入期間とされているものの、申立人が所持する年金手帳を見ると、資格取得日は同年*月*日であり、申立期間は国民年金の加入期間とされているところ、当該資格取得日について、

申立人の資格取得の要件を満たした日は同年*月*日であることから、本来、年金手帳記載の資格取得日が正しく、一方、申立人及びその母親は、オンライン記録上の資格取得日が同年7月21日とされている点について、思い当たることはないとしており、同日を資格取得日とする理由は見当たらないことを踏まえると、オンライン上の資格の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続き時に、市役所窓口の職員から、資格取得の要件を満たした日からの国民年金保険料を納付することが可能であることを教えられ、その場で、その月からの分の納付書を発行してもらい、後日、銀行で納付した。」と陳述しているところ、A市では、「当時、窓口には社会保険事務所発行の過年度納付書を備え付け、必要に応じてその場で納付期間及び保険料額等を手書きの上、手交していた。」と説明しており、上記のとおり年金手帳記載の資格取得日を踏まえると、市役所窓口において申立期間を含む期間の納付書が交付された可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年1月から同年4月までの期間及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年11月は36万円、同年12月は41万円、12年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は36万円、同年7月は28万円、同年8月は32万円、同年10月から13年3月までは34万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月、同年8月及び同年11月から14年1月までの期間は30万円、同年2月は34万円、同年4月から15年1月までは30万円、同年2月は32万円、同年4月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から15年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成11年1月から同年4月までの期間及び同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは32万円、同年12月は41万円、12年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は34万円、同年5月は28万円、同年6月は36万円、同年7月は28万円、同年8月は32万円、同年10月から13年3月までは34万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月、同年8月及び同年11月から14年1月までの期間は30万円、同年2月は34万円、同年4月から15年1月までは30万円、同年2月は32万円、同年4月は30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成11年11月1日から同年12月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持していないものの、申立人提出の銀行預金通帳の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、同年11月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会するも回答が得られず不明であるものの、平成11年1月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から12年9月1日までの期間、同年10月1日から13年9月1日までの期間、同年11月1日から14年3月1日までの期間、同年4月1日から15年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から11年1月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、12年9月1日から同年10月1日までの期間、13年9月1日から同年11月1日までの期間、14年3月1日から同年4月1日までの期間及び15年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか又は低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額(20万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年7月1日まで
私は、昭和35年頃から平成16年7月まで、A社に勤務していた。

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録より低い金額となっている。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間直前の昭和48年10月1日の定時決定において、最高等級である第33等級の13万4,000円として決定されていたものが、厚生年金保険法の一部改正(昭和48年9月26日法律第92号)によって、標準報酬等級の上限が第33等級(13万4,000円)から第35等級(20万円)に引き上げられたことに伴い、同年11月1日付けで最高等級よりも2等級低い第33等級である18万円に改定されていることが確認できる。

一方、B厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人の報酬標準給与は、最高等級である第33等級の13万4,000円として決定されていたところ、当該法改正に伴う昭和48年11月1日付けの改定により、従前と同じく最高等級である第35等級の20万円に改定されていることが確認できる。

また、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について」(昭和48年9月26日庁保発第14号)によると、この上限額の改定に際しては、直前の定時決定(昭和48年10月1日)の際に、事業主から提出された被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、社会保険事務所が改定することとされていたとこ

ろ、日本年金機構及びB厚生年金基金は、いずれも、「法改正による上限額の変更に際して、事業主から改めて届出書類を求めていなかった。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金は、申立期間当時の算定基礎届は複写式の様式であり、同一内容のものが社会保険事務所と同厚生年金基金に提出されていたとしている。

加えて、申立人と同様にC業務担当役員であった同僚の陳述及び同人から提出された昭和48年分給与所得の源泉徴収票並びに当時の事務担当者の陳述によると、申立人には、当時の最高等級（20万円）に相当する報酬が支給されていたものと推認されるところ、当該報酬額は、申立人のA社における厚生年金基金の加入員記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間の直前に提出された被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主が、申立人の標準報酬月額を18万円とする旨の届出を行ったとは考え難い。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB厚生年金基金における昭和48年11月1日の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかしながら、申立期間もA社で継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、D健康保険組合の被保険者記録、申立人提出の辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和28年8月1日にA社C営業所から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日を誤って届け出た旨回答している上、事業主が資格喪失日を昭和28年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年10月18日まで

社会保険事務所の記録では、夫の平成3年7月1日から4年10月18日までの期間に係る標準報酬月額が、9万8,000円になっているが、夫はA社に入社して以来30万円以上の給与が支給されていたはずであるので、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、平成4年9月10日付けで、3年7月1日に遡って9万8,000円に減額訂正され、申立人がA社において資格を喪失した日まで継続していることが確認できる。

また、平成4年9月10日において、A社には、申立人以外に一人の被保険者が確認できるところ、同人についても申立人と同様に同日付けで3年7月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る不納欠損整理簿を見ると、申立期間当時に、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記簿によると、申立人は、申立期間より前の平成2年11月28日から3年2月15日までの期間について、A社の代表取締役であったことが確認できるものの、申立人は、申立期間当時、雇用保険の被保険者であったことが確認できる上、申立期間中に被保険者記録が有る同僚のうちの一人からも、「申立人は、A社における社会保険関係手続には関与していなかった。」旨

陳述が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、平成4年9月10日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、また、申立人について、3年7月1日に遡って標準報酬月額減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間の給与支給額は30万円以上であったと陳述しているところ、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、離職時において39万9,990円の賃金が支給されていたことがうかがえる。

しかし、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に事情照会したものの回答は得られず、これを確認することができない。

このほか、申立人及び事情照会に対する回答の得られた複数の同僚は、申立期間の給与明細書等を所持しておらず、申立人が申立期間において、上記訂正額(20万円)を上回る給与支給額(30万円)に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が上記訂正額(20万円)を上回る標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年12月18日は100万円、16年7月30日は80万円、18年12月20日は120万円、19年7月31日は90万円、20年7月31日は95万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年7月30日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月31日
⑤ 平成20年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されない記録となっている。賞与明細書を提出するので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から平成15年12月18日は100万円、16年7月30日

は 80 万円、18 年 12 月 20 日は 120 万円、19 年 7 月 31 日は 90 万円、20 年 7 月 31 日は 95 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る平成 15 年 12 月 18 日、16 年 7 月 30 日、18 年 12 月 20 日、19 年 7 月 31 日及び 20 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成 15 年 12 月 26 日にA社から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与支払明細書が残っており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書及びA社提出の所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額から、17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成元年3月及び同年6月から同年8月までの期間は13万4,000円、同年9月から同年11月までの期間は14万2,000円、同年12月は15万円、2年1月及び同年2月は14万2,000円、同年3月から同年8月までの期間は16万円、同年9月から3年7月までの期間は17万円、同年8月から同年10月までの期間は18万円、同年11月から4年1月までの期間は22万円、同年2月から同年8月までの期間は20万円、同年9月から5年8月までの期間は22万円、同年9月から6年10月までの期間は24万円、同年11月及び同年12月は22万円、7年1月は24万円、同年2月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、8年1月及び同年2月は24万円、同年3月から同年9月までの期間は26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から11年10月までの期間は28万円、同年11月から12年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年6月、同年8月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月から13年8月までの期間は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までの期間は32万円、同年11月は34万円、同年12月から15年3月までの期間は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年10月は36万円、16年1月から同年4月までの期間及び同年7月は32万円、同年9月から同年11月までの期間は34万円、17年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年10月は32万円、同年12月は36万円、18年3月及び同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月及び19年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は34万円、同年7月から同年10月までの期間は36万円、同年11月は41万円、同年12月及び20年1月は34万円、同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月31日は

35万円、同年12月25日は41万円、16年8月5日は37万7,000円、17年1月17日は61万9,000円、同年8月10日は33万2,000円、同年12月15日は57万5,000円、18年8月5日は41万円、同年12月27日は51万5,000円、19年7月19日は35万9,000円、同年12月27日は52万8,000円、20年8月13日は39万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月17日から20年10月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年8月5日
⑤ 平成17年1月17日
⑥ 平成17年8月10日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年8月5日
⑨ 平成18年12月27日
⑩ 平成19年7月19日
⑪ 平成19年12月27日
⑫ 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額が、実際の給与額及び賞与額よりも低く記録されている（申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪及び⑫）上、一部期間の標準賞与額の記録が無い（申立期間⑦及び⑩）との回答を受けた。

給料支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書（平成20年6月から同年8月までの期間については、申立人が申立期間の全期間に係る給与支払明細書の内訳を転記した資料）において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年3月及び同年6月から同年8月までの期間は13万4,000円、同年9月から同年11月までの期間は14万2,000円、同年12月は15万円、2年1月及び同年2月は14万2,000円、同年3月から同年8月までの期間は16万円、同年9月から3年7月までの期間は17万円、同年8月から同年10月までの期間は18万円、同年11月から4年1月までの期間は22万円、同年2月から同年8月までの期間は20万円、同年9月から5年8月までの期間は22万円、同年9月から6年10月までの期間は24万円、同年11月及び同年12月は22万円、7年1月は24万円、同年2月から同年6月までの期間は22万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、8年1月及び同年2月は24万円、同年3月から同年9月までの期間は26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から9年9月までの期間は26万円、同年10月から11年10月までの期間は28万円、同年11月から12年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年6月、同年8月及び同年10月は30万円、同年11月は32万円、同年12月から13年8月までの期間は30万円、同年9月及び同年10月は32万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、14年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月から同年10月までの期間は32万円、同年11月は34万円、同年12月から15年3月までの期間は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までの期間は32万円、同年8月は30万円、同年10月は36万円、16年1月から同年4月までの期間及び同年7月は32万円、同年9月から同年11月までの期間は34万円、17年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、同年10月は32万円、同年12月は36万円、18年3月及び同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月及び19年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月から同年5月までの期間は36万円、同年6月は34万円、同年7月から同年10月までの期間は36万円、

同年11月は41万円、同年12月及び20年1月は34万円、同年2月は41万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は34万円、同年8月は36万円、同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明である旨回答しているものの、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成元年4月、同年5月、12年2月、同年4月、同年7月、同年9月、15年9月、同年11月、同年12月、16年5月、同年6月、同年8月、同年12月、17年1月、同年5月、同年8月、同年9月、同年11月、18年1月、同年2月、同年4月及び同年5月について、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書又は所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年7月31日は35万円、同年12月25日は41万円、16年8月5日は37万7,000円、17年1月17日は61万9,000円、同年8月10日は33万2,000円、同年12月15日は57万5,000円、18年8月5日は41万円、同年12月27日は51万5,000円、19年7月19日は35万9,000円、同年12月27日は52万8,000円、20年8月13日は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から50年10月まで

私の祖母は、昭和39年3月に国民年金に加入してくれた。その時から私が結婚する43年4月まで、祖母がA市に委託された集金人に毎月100円の国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が同じ集金人に毎月保険料を納付するようになり、私が保険料の納付を始めた頃の保険料額は月200円であったと記憶している。

その後、夫の給料から私の国民年金保険料が差し引かれるようになるが、最後の集金に際して集金人は、これまで私が残していた領収証書の束を見て、「きちっと記録が残るので、もう(領収証書を)処分してもらってよいです。」と言われたことを覚えている。

申立期間に納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

学生及びいわゆるサラリーマンの妻の国民年金は、申立期間当時においては任意加入であり、その資格は国民年金の任意加入手続を行った日に、取得するものとされている。

そこで、申立人が所持する年金手帳及び申立人のオンライン記録等を見ると、申立人は、昭和50年11月14日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期とも符合していることから、この日に申立人に係る国民年金の任意加入手続が行われたものと推認される。この場合、申立期間は、加入手続前の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、当該期間中において集金人が申立人の保険料を徴収に訪れることは考え難い。

また、申立人の祖母及び申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、その祖母が国民年金に加入してくれたとして加入手続に直接関与しておらず、祖母も既に亡くなっているため、当時の加入状況は不明である。

さらに、申立人が居住していたA市における申立期間当時の国民年金保険料の徴収方法は、印紙検認方式であるが、申立人は、集金人が年金手帳に印紙を貼付するのを見たことがないとし、保険料を納付すると米穀通帳に似た領収証書を集金人から受け取っていたと陳述していることから、当時の納付実態と符合しない。

加えて、申立期間は11年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の祖母及び申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母に任せていたので、保険料をどのように納付していたのかよく分からないが、母が「国民年金は掛けないといけない。」と言っていたことを記憶している。

母は高齢等のため、母から当時のことを聞き出すことは困難であるが、両親は国民年金保険料を全て納付しているのに、母が私の分だけ納付しないことは考えられない。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に資格取得の要件を満たした日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 53 年 1 月頃に国民年金の加入手続が行われ、申立人が資格取得の要件を満たした 51 年 * 月 * 日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが記載されている上、当該加入手続時点において、同市の納付書で納付が可能な申立期間直後の 52 年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付していることが、同被保険者名簿及び特殊台帳により確認できる。この場合、申立期間の保険料は、別途、社会保険事務所(当時)が発行する国庫金納付書により納付することとなる過年度保険料であるが、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを任せていたとする申立人の母親は高齢等のため、当時のことを聞き出すことは困難であるとしていることから、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人の両親は、国民年金手帳記号番号の払出時期等から昭和 36 年 1 月頃に両親一緒に国民年金の加入手続を行ったものと推定され、国民年金制度が発足した同年 4 月から国民年金保険料を納付し、申立期間における保険料は納付済みであることから、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から13年3月まで

私は、平成9年9月から11年3月まで大学に通い、13年3月まで働いていないため、国民年金保険料の免除を受けていた。

国民年金の手続については、父がしてくれているはずであり、兄も学生時代に父が手続を行い、免除を受けていたので、兄の記録を調べてもらえば分かるはずである。

申立期間の国民年金保険料が免除されていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成13年4月1日以降における共済組合の組合員期間を有するのみであり、国民年金被保険者の記録は見当たらないことから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。この場合、申立期間について保険料の免除制度が適用されることは考え難い。

また、申立人の基礎年金番号は、共済組合に加入直後の平成13年8月15日に付番されていることから、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料について免除制度が適用されるためには、国民年金の加入手続が行われ、別の基礎年金番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の基礎年金番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人も年金手帳の交付を受けていないとしているなど、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び免除手続に直接関与しておらず、これらを行ってくれているはずであるとする申立人の父親は、既に亡く

なっていることから、具体的な手続の状況は不明である。

加えて、申立人の兄について、オンライン記録を見ると、平成7年4月1日に共済組合の組合員(当時)の資格を取得する前の学生であったとする期間は、兄も免除期間ではない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月及び 62 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月
② 昭和 62 年 1 月

私は、年金制度が変わった昭和 61 年に国民年金の加入手続を行い、第 3 号被保険者になったが、その後も夫の仕事の都合で何度か第 3 号被保険者から第 1 号被保険者の種別変更を行った。

平成 8 年に A 市から届いたはがきに、夫の過去の厚生年金保険の記録誤りから、私の第 3 号被保険者の期間が変更となるために申立期間は未納となるが、今なら特例で国民年金保険料の納付ができると書いてあった。そこで、はがきと年金手帳を持って同市役所 B 支所に行き、窓口の職員からも「今なら当時の保険料額で納付できる。」と言われたので、未納であった 2 か月分の保険料を現金で納付した。しかし、領収証書をもらえなかったため職員に確認すると、パソコンに入力しているので大丈夫と言われた。

ねんきん特別便が届き、申立期間は未納と分かった。当時、領収証書をもらわなかったので、帰宅後にメモを書いたことを思い出し、探したところ封筒からメモが見つかった。メモには「S61. 8 と S62. 1 未納通知をもらっていたので、H 8. 8. 1 に B 支所で手続き. 保険料を支払った」と記載している。私は平成 8 年 8 月 1 日に申立期間の国民年金保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間は、平成 8 年 8 月 7 日付けで第 1 号被保険者の資格取得日が昭和 61 年 9 月 1 日から同年 8 月 31 日に、資格喪失日が 62 年 1 月 19 日から同年 2 月 3 日に訂正処理されたことにより生じた第 1 号被保険者期間であることが確認できるところ、この訂正処理時

点において申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効の成立により既に納付することができない期間となる。

また、申立人は、所持するメモに「H8. 8. 1にB支所で手続き. 保険料を支払った」と記載されていることから、平成8年8月1日に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市の電算記録から同日に申立人の国民年金資格の得喪の事務処理が行われたことは確認できるが、当該時点で申立期間の保険料は、制度上、納付ができないことを踏まえると、当該メモの記載内容のみをもって申立期間に係る保険料の納付が行われたと認めるまでには至らないほか、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 55 年頃に A 市役所に行き、年金課の職員に国民年金保険料の納付について相談した。そして、国民年金の加入手続を行い、54 年 9 月から 55 年 3 月までの保険料は一括で、その後の保険料は、金融機関で口座振替又は納付書により納付したと思うので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 63 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点において申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 91 か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの期間、5年3月から6年2月までの期間、同年9月から同年12月までの期間及び7年12月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月から同年11月まで
② 平成5年3月から6年2月まで
③ 平成6年9月から同年12月まで
④ 平成7年12月から8年3月まで

私が退職して厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後は、妻に私の国民年金の手続を任せていた。妻は、国民年金の加入手続は行っていないが、その都度送られてきた納付書で国民年金保険料を支払ったと言っているのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳を見ると、昭和55年5月1日の厚生年金保険の加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した記録を確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできないために、申立人に対して納付書が発行されることもない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金関係の手続を一切任されていたその妻は、申立人の国民年金の加入手続を行っていないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から51年3月まで
時期ははっきりしないが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていた。
また、その後、いつ頃からかはっきりしないが、私の姉が自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれるようになった。
申立期間の国民年金保険料の納付については、私は関与していない上、保険料の納付を担っていた母親は高齢のために確認することはできず、また、姉の記憶も定かではないが、申立期間について、姉の保険料が納付済みとされているのであれば、私の保険料も納付してくれていたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和52年1月に払い出されており、また、申立人が所持する領収証書を見ると、51年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年同月29日に現年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年12月頃に行われたものと推認でき、この加入手続時点において、少なくとも申立期間のうち、44年7月から48年12月までの保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、その姉の国民年金保険料が納付済みとされているのであれば、同じ期間について申立人の保険料も納付済みのはずであるとしている。

しかし、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月に払い出され、国民年金保険料については、現年度納付を続けた後、その後の未納期間を49年4月頃に特例納付及び過年度納付により全て納付している一方、申立

人は、その姉の特例納付時点において、国民年金の加入手続を行っておらず、51年12月頃に初めて加入手続を行っていることから、申立期間当時、申立人とその姉とは同じように保険料を納付することができなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与していない上、申立人の保険料の納付を担っていたとするその母親からは事情を聴取することはできず、また、申立人の姉も当時の申立人に係る保険料の納付状況等に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

平成4年頃、A市(現在は、B市)の実家に、国民年金への加入手続を促す文書のようなものが届いたため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、その後、5年の初め頃に、母親が過去の未納期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと聞いている。

法の規定に従って、また、国民の義務を果たすために母親が納付してくれていた私の国民年金保険料の納付記録が、何らかの理由で消されていることに対して憤慨している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年頃、A市の実家に、国民年金への加入手続を促す文書のようなものが届いたため、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、5年の初め頃に、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたはずであるとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号から、C市において平成3年4月1日を国民年金被保険者の資格取得日として、7年4月頃に払い出されたものと推認でき、加入時期が申立人の主張とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払

出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、A市における国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立人の父親及び母親から、申立人に係る別の国民年金手帳番号の払出しを含めた保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、就職するまでは自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を納付してくれていたはずである。

平成10年4月16日に会社を退職してからは無職だったが、預金を下ろして国民年金保険料を納付しており、また、毎月でなく何か月分かをまとめて保険料を納付したことも覚えている。

時期ははっきりしないが、市役所窓口で国民年金保険料の免除を勧められたものの、それを断り遡って保険料を納付したことも覚えている。

「ねんきん特別便」が届いた際、申立期間が未納であることを知ったが、社会保険事務所（当時）に問い合わせると、記録があったと言われて安心したが、その後、「ねんきん定期便」が届き内容を確認すると、申立期間の国民年金保険料は未納のままであった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において平成4年*月*日を国民年金被保険者の資格取得日として、同年同月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に対して、平成13年1月12日に過年度保険料の納付書が発行されたことが確認でき、申立人の納付記録からみて、これは申立期間の国民年金保険料に係る納付書であったと推認でき、

この納付書発行時点まで、申立期間の保険料は未納であったと考えられる。

また、申立人は、平成 12 年 4 月に B 共済組合の組合員資格を取得してからは、国民年金保険料の督促を受けた記憶はないとしており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる陳述は得られない。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

なお、申立人は、平成 20 年 8 月 5 日作成のねんきん特別便が届いた際、国民年金保険料の未納期間があったため、社会保険事務所に問い合わせたところ、「記録があった。」旨を口頭で伝えられたとしているものの、オンライン記録上、申立期間を含み申立人に係る保険料の納付記録が訂正された事跡は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 3 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 3 年 10 月まで

私は、申立期間当時の昭和 63 年 1 月頃からは、A 市にある会社に勤務していたが、国民年金に加入していなかったために、同市役所から加入勧奨の通知が郵送されてきたので、平成元年 8 月又は同年 9 月頃に市役所窓口で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、当該通知が、「今、2 年分を遡って納めないと時効のため納められなくなり、将来、満額を受け取れない。」という内容だったので、加入手続時に申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 9 月までの保険料として 16 万円ないし 17 万円程度を、一括又は分割により市役所窓口で納付し、その後は、市役所から送られてきた納付書により、郵便局で定期的に納付していたはずである。

申立期間が納付済期間となっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 12 年 7 月 7 日付けで、初めて国民年金被保険者資格の取得が記録されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A 市役所から加入勧奨の通知が郵送されてきたため、平成元年 8 月又は同年 9 月頃に市役所窓口で加入手続を行ったと申し立てているものの、申立人に係る戸籍の附票を見ると、この時期の申立人の住所地は B 市であり、同市から A 市への住所変更はその 3 年後の 4 年 10 月 30 日であることが確認できることから、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳

記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は4年1か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 25 日から 59 年 10 月 9 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）のC営業所（現在は、D社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の慰安旅行の写真（昭和 59 年 5 月 5 日の日付入り）から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。」としている。

また、オンライン記録において、申立期間にA社で被保険者記録が有り、同社のC営業所がD社として厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 60 年 8 月 1 日）以降、同社で被保険者記録の有ることが確認できる複数の元従業員は、「A社では、厚生年金保険に加入するのを断っている者がいた。」旨陳述している上、同様の被保険者記録が有る別の元従業員一人（A社における被保険者期間は、昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで。）は、「私は、被保険者記録の有る昭和 58 年以前に入社した。事業所から厚生年金保険の加入を勧められたが、手取額が少なくなるので入社当初は加入しなかった。」旨陳述していることから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月12日から31年10月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和31年10月頃まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和48年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を喪失していることが確認できる元従業員一人（資格喪失日は、昭和31年2月20日）は、「私は、昭和31年2月に退職したが、申立人は、私より先に退職した。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月頃から平成 3 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 1 月頃に、A 社（現在は、B 社）に C 業務従事者として入社し、採用後 3 か月ないし 6 か月間の試用期間を経て、厚生年金保険に加入した。

しかし、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

試用期間経過後の昭和 63 年 3 月頃に、会社から健康保険被保険者証を受け取り、その時から厚生年金保険料も控除されていたので、加入記録が無いのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社における資格取得日は昭和 63 年 1 月 7 日、離職日は平成 11 年 5 月 23 日であることから、申立人は、申立期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社の承継法人である B 社は、「申立期間当時の人事労務関係資料等は保管してないものの、当時の C 業務という職種は、人の出入りが大変激しい業種であったため、試用期間について明確な基準はなく、採用後も数年にわたり厚生年金保険に加入させていないことがあったと考えられる。また、厚生年金保険被保険者資格の取得日以前の給与から、当該保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が判明した同僚 25 人に事情照会し、9 人から回答が得られたところ、このうち同社で経理業務を担当していた者からは、「私は、平成 3 年 7 月 1 日付けで A 社に入社

し、経理部で勤務した。私は、事務職採用であったので、採用時点から厚生年金保険に加入することができたが、当時、C業務従事者として採用された者については、上級職に昇進した場合に、厚生年金保険に加入することができた。また、厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除するようなことはなかった。」旨の陳述が得られた。

これらのことから判断すると、A社ではC業務従事者として採用された者について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、上級職に昇進した場合など、一定の要件を満たした場合に加入させていたことがうかがえるところ、申立人は、A社における自身の厚生年金保険の資格取得日（平成3年4月1日）について、「当時、C業務従事者からE職に昇進し、A社のD営業所に異動した時期であった。」旨陳述している。

さらに、上記回答が得られた9人の同僚からは、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 23 日から同年 11 月 18 日まで
② 昭和 38 年 8 月 30 日から 40 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 27 日から 42 年 4 月 29 日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人が最初に厚生年金保険に加入したD社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 43 年 12 月 17 日）に近接する昭和 43 年 7 月 1 日に、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済 43. 7. 1」という押印が確認できる。

また、A社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りはない。

さらに、申立期間当時、C社の社会保険事務及び退職手続を担当していた同僚は、「C社が加入していたE組合から、社会保険事務担当者への脱退手当金の説明会があったので、私は、退職者に退職手続の一環として脱退手当金の説明をして、受給希望者には脱退手当金裁定請求書を渡していた。」旨陳述していることから、申立人についても、退職時に脱退手当金の説明を受けた可能性

が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間③の後、国民年金の強制加入被保険者の対象者となっているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間③における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年5か月後の昭和44年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該被保険者資格の喪失当時において、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 8 日から 44 年 5 月 31 日まで
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社と B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）には、脱退手当金の支給決定日（昭和 46 年 9 月 7 日）に近接する昭和 46 年 8 月 13 日に、脱退手当金に関する手続が行われたことを意味すると考えられる「脱退 46. 8. 13」という押印が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りはなく、B 社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 9 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 30 日から 41 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社及び関連会社のB社において、昭和 34 年 12 月 17 日から平成 9 年 10 月 31 日に定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者 43 人のうち、所在の判明した 20 人に事情照会し 13 人から回答が得られ、そのうち 12 人は、「申立人は、申立期間もA社に勤務していた。」旨陳述している。

しかしながら、上記の回答が有った者のうち 6 人が、「申立人は、同じ敷地内に所在していたA社とC社において、D業務とE業務を兼務していた。」旨も陳述している上、厚生年金保険適用事業所記号簿によると、申立期間を含む昭和 36 年 4 月 3 日から 44 年 6 月 1 日までの期間に、申立人がC社の事業主として記載されていることが確認できることから、申立期間において申立人は、ほかの従業員と勤務形態が異なっていたことがうかがえる。

また、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日付けで同社の監査役に就任しており、当該就任日は、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得した日と同日であることが確認できる。

さらに、A社は申立期間当時の関連資料を保存していない上、当時の事務担当者は既に亡くなっていることから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、備考欄には、申立人が資格喪失に伴って健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）へ返納したことを示す「証返 38.1.26 受」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで（申立期間①）の標準報酬月額が 28 万円、8 年 10 月から 9 年 7 月まで（申立期間②）の標準報酬月額が 24 万円である旨の回答があった。

しかし、申立期間①の直前の期間の標準報酬月額は 34 万円、申立期間②の直前の期間の標準報酬月額は 41 万円であり、各申立期間について給料が下がった覚えはないのに、標準報酬月額が上記のとおり減額されている。

各申立期間の標準報酬月額を、直前の期間の標準報酬月額（申立期間①は 34 万円、申立期間②は 41 万円）の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社において給料が下がった覚えはないのに、各申立期間の標準報酬月額が減額されていると申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 11 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に事情照会を行ったが回答が得られず、申立人の申立期間①及び②における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録から、申立期間①及び②の両方に被保険者記録の有る 13 人を抽出し、全員に事情照会したところ 6 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間当時の給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間当時の定時決定の対象となるのは、5 月、6 月及び 7 月に

受けた報酬月額であり、これら3か月の報酬月額の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定することとなる。

そこで、申立人提出の給与振込口座の明細から、申立期間①の定時決定の算定対象月となる、平成5年5月、同年6月及び同年7月に口座振込された給与額を見ると、同年5月は27万7,841円、同年6月は22万162円及び同年7月は15万9,785円であり、当該金額に社会保険料等を合算し、申立期間①の標準報酬月額を試算すると、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。また、上述の給与振込口座の明細から申立期間②の定時決定の算定対象月となる、8年5月、同年6月及び同年7月に口座振込された給与額を見ると、同年5月は8万5,875円、同年6月は16万4,011円及び同年7月は28万12円であり、当該金額に社会保険料等を合算し、申立期間②の標準報酬月額を試算すると、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額が遡って訂正された等の事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 12 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額は3万9,000円となっているが、5万2,000円に相当する報酬を受けていた。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額は19万円となっているが、20万円に相当する報酬を受けていたので、申立期間の標準報酬月額を実際に支給された額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、平成16年4月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、17年6月*日に破産している上、元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存せず、当時の事業主であった私の父親も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨陳述しており、申立人が社会保険事務担当者として名字のみを挙げた者は、所在を確認することができないため、同社等から、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した4人に照会したものの、回答が得られた3人からは、申立人の申立期間に係る報酬月額並びに厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認めら

れない。

申立期間②について、B社は、昭和61年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記簿において確認できる事業所の所在地宛てに照会文書を送付したものの、「宛所に尋ね当たりません。」として返送されてきた上、事業主は既に死亡しているため同社等から、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在が判明した4人に照会したものの、回答が得られた2人からは、申立人の申立期間に係る報酬月額並びに厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び陳述を得ることはできなかった。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間（A社退職時の平成 11 年 7 月）の標準報酬月額が、申立期間直前までの 36 万円から 26 万円に減額改定されていることが分かった。私は、申立期間当時の同社の社会保険事務手続担当者であり、申立期間の標準報酬月額を減額する届出はしていないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の平成 11 年 7 月の標準報酬月額が、当該期間の直前までの 36 万円から 26 万円に減額改定されているが、申立期間当時の社会保険事務手続の担当者は申立人であり、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は提出していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録から、A社では、申立人以外にも 3 人（うち 2 人は、健康保険のみの被保険者）の標準報酬月額が、申立人と同様に平成 11 年 7 月に減額改定されていることが確認できる。

また、前述の減額改定以降の最初の定時決定である平成 11 年 10 月 1 日における当該 3 人の標準報酬月額は、減額改定後の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、オンライン記録から、当該 3 人の標準報酬月額の減額改定及び定時決定の処理日は同年 8 月 9 日及び同年 8 月 10 日であること、及び申立人の申立期間に係る標準報酬月額の減額改定の処理日は同年 8 月 11 日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）が不合理な事務処理を行った事跡は認められない。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していない。」旨回答している上、前述の3人に照会したものの、申立人及び当該3人の申立期間における報酬月額並びに厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料等を得ることはできなかった。

なお、申立人は、「平成11年10月1日の報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出した後、同年8月中旬頃にA社を退職した。毎年、算定基礎届を提出する際には、社会保険事務所に賃金台帳を提出し、同台帳の調査を受けていた。」旨陳述しているところ、日本年金機構B事務センターは、「算定基礎届の受付時に事業所から賃金台帳が提出された場合、その内容を確認し、標準報酬月額を改定する必要性が認められれば、当然、報酬月額変更届の提出を求めることはあった。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。